

中期的な財政見通し(平成25年度当初予算ベース)

1 基本的な考え方

中期的な財政見通しは、平成25年度当初予算案編成時点における、経済情勢や地方財政制度、施策などを前提とした上で、一定の仮定の下、当面の財政見通しを機械的に試算したもので、中期的な視点に立った財政運営を検討していくための参考とするものです。

2 対象期間

平成25年度から平成28年度までの4年間(平成25年度は、平成25年度当初予算案としています)

3 試算方法

【前提条件】

- ・名目経済成長率は、「経済財政の中長期試算(H24.8.31内閣府)」における慎重シナリオによる名目経済成長率と同率に設定しています。
- ・地方一般財源(県税、地方交付税、臨時財政対策債など)については、震災対応分を除き、平成26年度以降は、地方公務員給与削減に伴う地方交付税等の削減前の平成25年度地方一般財源総額と同額と仮定しています。
- ・東日本大震災からの復旧・復興事業に対する平成25年度地方財政対策は、平成26年度以降も継続することを仮定しています。

【推計方法(歳入・歳出のうち主なもの)】

歳入	県 税	・ 名目経済成長率を基礎にするなどして推計。
	地方交付税	・ 普通交付税は、平成26年度以降の地方一般財源総額が、地方公務員給与削減に伴う地方交付税等削減前の平成25年度地方一般財源総額と同額と仮定して推計。 ・ 震災復興特別交付税は、東日本大震災からの復旧・復興事業に要する経費を加味することにより推計。
	国庫支出金	・ 特定財源の増減を加味することなどにより推計。
入	県 債	・ 臨時財政対策債は、普通交付税と同様に推計。 ・ 臨時財政対策債以外は、特定財源の増減を加味することにより推計。
	その他の収入	・ 特定財源においては、その増減を加味することにより推計。 ・ 一般財源においては、名目経済成長率を基礎にするなどして推計。

歳出	義務的経費	・ 人件費は、職員定数の増減を加味することなどにより推計。 ・ 公債費は、既発債の元利償還額を積み上げることなどにより推計。
	投資的経費	・ 普通建設事業費及び災害復旧事業費ともに、増減見込額を加味することにより推計。
	その他の経費	・ 増減見込額を加味することにより推計。

4 試算結果

- ・平成27年度までは、退職手当債の発行や財政調整関係基金の取崩しによる財源対策を講じることにより、収支均衡を図ることができる見込みです。
- ・平成28年度は、財政調整関係基金が枯渇し、175億円の財源不足が生じるものの、辛うじて早期健全化基準(179億円)をクリアできる見込みです。

(単位:億円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
歳入 (A)	14,960	13,747	13,238	10,858
県税	2,380	2,464	2,507	2,550
地方交付税	2,479	2,903	2,991	2,597
普通交付税	1,550	1,558	1,534	1,504
特別交付税	929	1,345	1,457	1,093
国庫支出金	2,947	2,922	2,745	1,441
県債(退職手当債を除く)	1,058	1,173	1,050	1,081
うち臨時財政対策債	680	688	664	634
その他の収入(財政調整関係基金取崩しを除く)	6,096	4,285	3,945	3,189
歳出 (B)	15,213	13,934	13,430	11,133
義務的経費	4,001	4,019	4,023	4,105
人件費	2,653	2,650	2,639	2,635
扶助費	330	359	377	402
公債費	1,018	1,010	1,007	1,068
投資的経費	4,295	5,384	5,061	2,816
普通建設事業費	2,338	3,686	3,512	2,757
災害復旧事業費	1,957	1,698	1,549	59
その他の経費	6,917	4,531	4,346	4,212
うち社会保障関係経費	623	655	687	722
収支 (A) - (B) = (C)	△253	△187	△192	△275
震災対応分	△39	△59	△47	△43
通常分	△214	△128	△145	△232
財源対策 (D)	253	187	192	100
退職手当債発行	73	74	73	-
財政調整関係基金取崩し	180	113	119	100
財源不足額 (E) = (C) + (D)	0	0	0	△175

財政調整関係基金年度末残高	332	219	100	0
---------------	-----	-----	-----	---

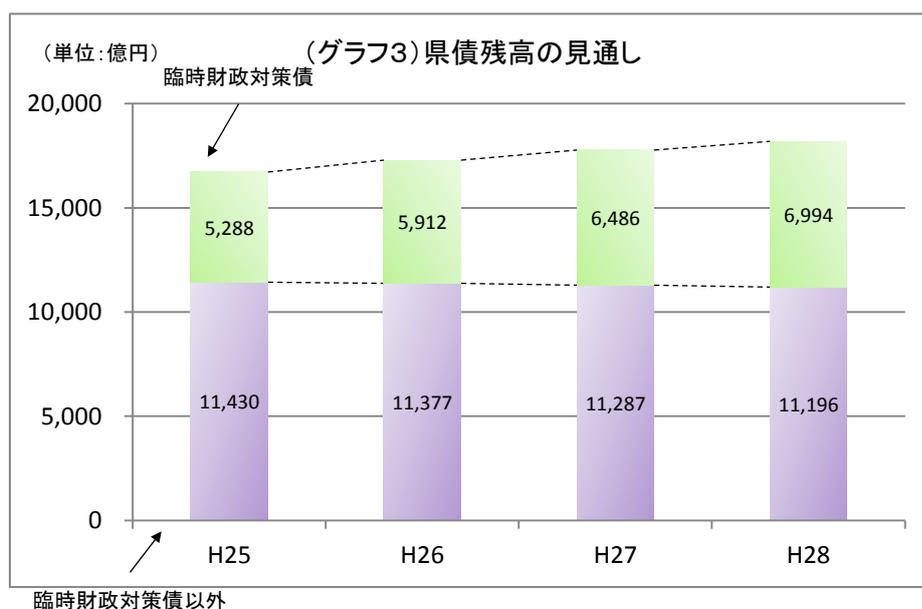
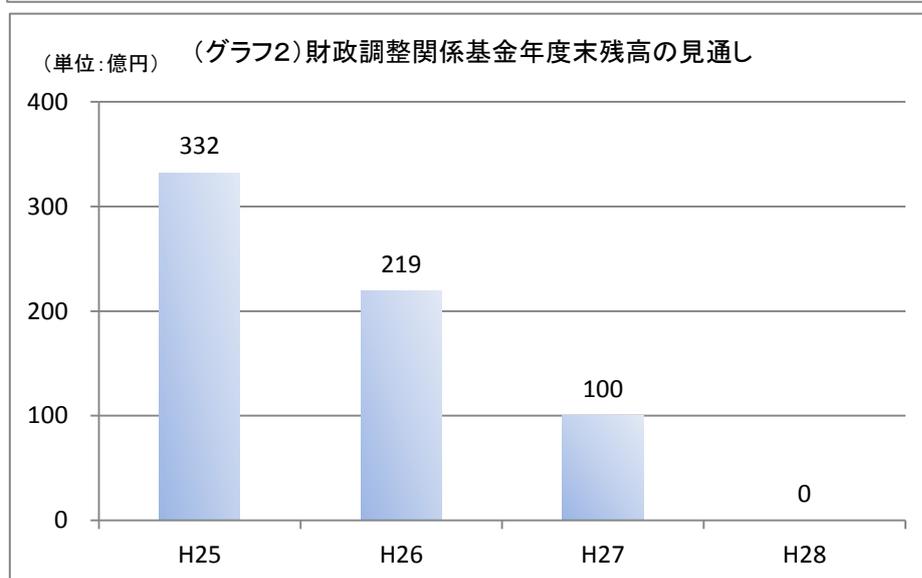
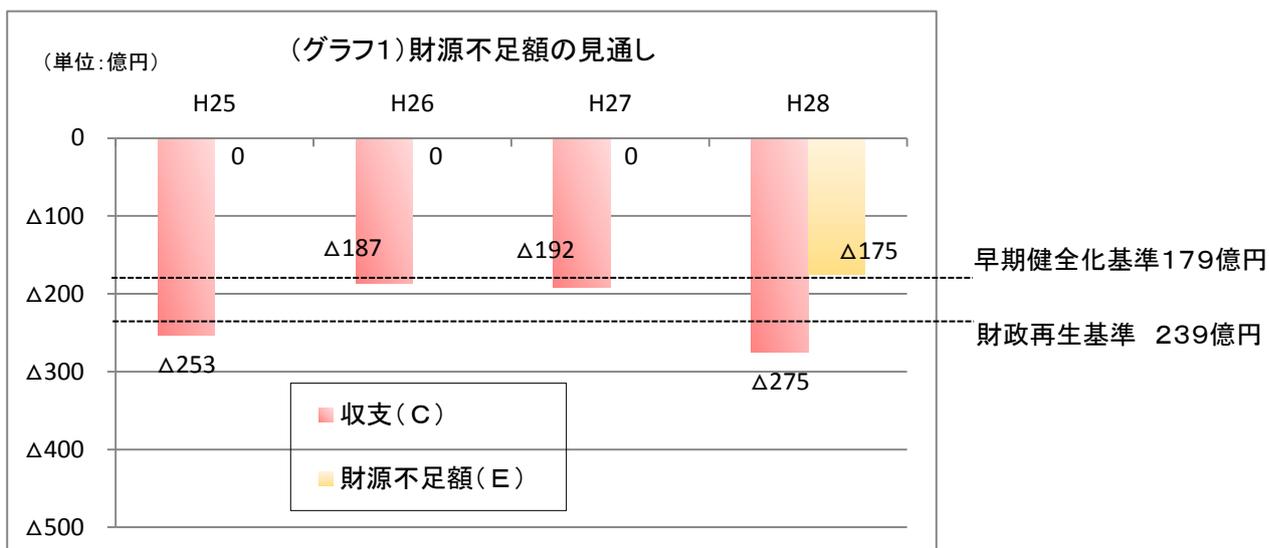
県債残高	16,718	17,289	17,773	18,190
臨時財政対策債残高	5,288	5,912	6,486	6,994
臨時財政対策債以外の県債残高	11,430	11,377	11,287	11,196

※ 平成25年度は、第3期財政再建推進プログラムに基づく財源対策後の額です。平成26年度以降も、同様の対策を講じた後の額としています。

早期健全化基準	△179
財政再生基準	△239

※ 地方一般財源総額は、地方財政対策の動向次第で、大幅な変動があり得ます。

※ 平成26年度以降、震災復興特別交付税などの地方財政対策が継続しない場合には、財源不足額が拡大する可能性があります。



【財源不足額が基準を超えた場合】

※早期健全化基準～財政健全化計画の策定が義務づけられ、自主的な努力により財政健全化を図る。

※財政再生基準～財政再生計画の策定が義務づけられ、国の関与の下、確実な財政再生を図る。